

受刑者の昼夜間独居拘禁の種類等

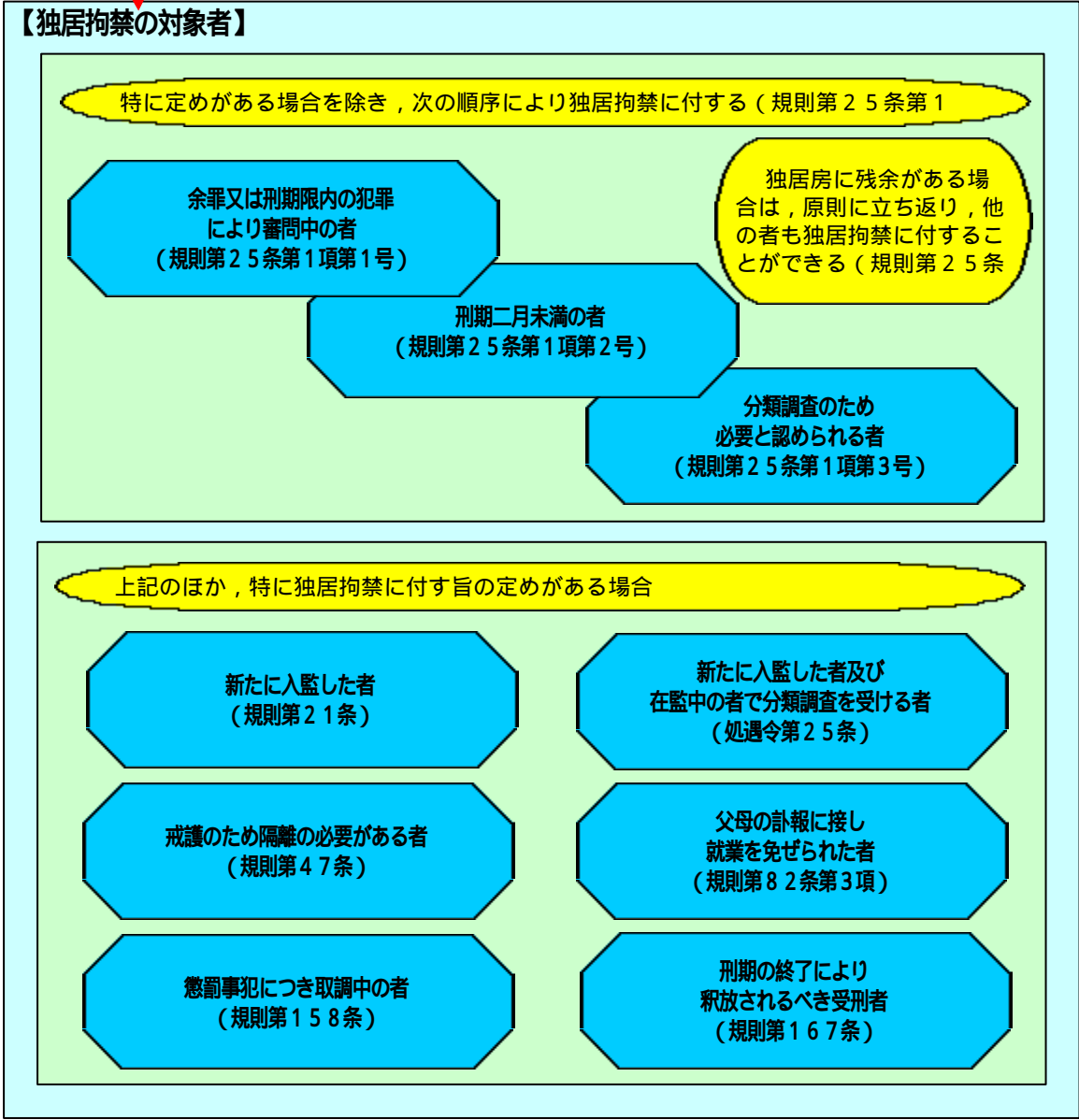
監獄法第15条
 在監者ハ心身ノ状況ニ因リ不適當ト認ムルモノヲ除ク外之ヲ独居拘禁ニ付スルコトヲ得

精神又は身体に害があると認める者（規則第2

心身への悪影響のおそれ

医師による定期的な診察
 職員や篤志面接委員等によるカウンセリング
 少年の拘禁期間制限

【独居拘禁の方法】
 他の被収容者と交通を遮断し、召喚、運動、入浴、接見、教誨、診療又はやむを得ない場合を除くほか、常に一房の内に独居させる（規則第23条）。
【独居拘禁の期間】
 原則6か月であるが、特に継続の必要がある場合には3月ごとに更新可能（規則第27条第



保護房収容の要件等

監獄法第15条

在監者ハ心身ノ状況ニ因リ不適當ト認ムルモノヲ除ク外之ヲ独居拘禁ニ付スルコトヲ得
監獄法施行規則第47条

在監者ニシテ戒護ノ為メ隔離ノ必要アルモノハ之ヲ独居拘禁ニ付ス可シ

1 保護房とは

被収容者の鎮静及び保護に充てるため設けられた相応の設備及び構造を有する独居房

2 収容の要件

次のいずれかに該当する被収容者であり、かつ、普通房に収容することが不適當と認められる場合

- (1) 逃走のおそれがある者
- (2) 他人に暴行又は傷害を加えるおそれがある者
- (3) 自殺又は自傷のおそれがある者
- (4) 職員の制止に従わず、大声又は騒音を発する者
- (5) 房内汚染、器物損壊等異常な行動を反復するおそれがある者

3 収容中の留意事項

- (1) 目的を達成するため合理的に必要なとされる限度を越えてはならない。
- (2) 綿密かつ頻繁に視察し、その動静を的確に把握する。
- (3) 常に医師にその心身の状況を把握させ、必要に応じて診察させる。
- (4) 精神の安定を図るための働き掛けを試み、早期に解除できるよう努める。

4 収容の手續等

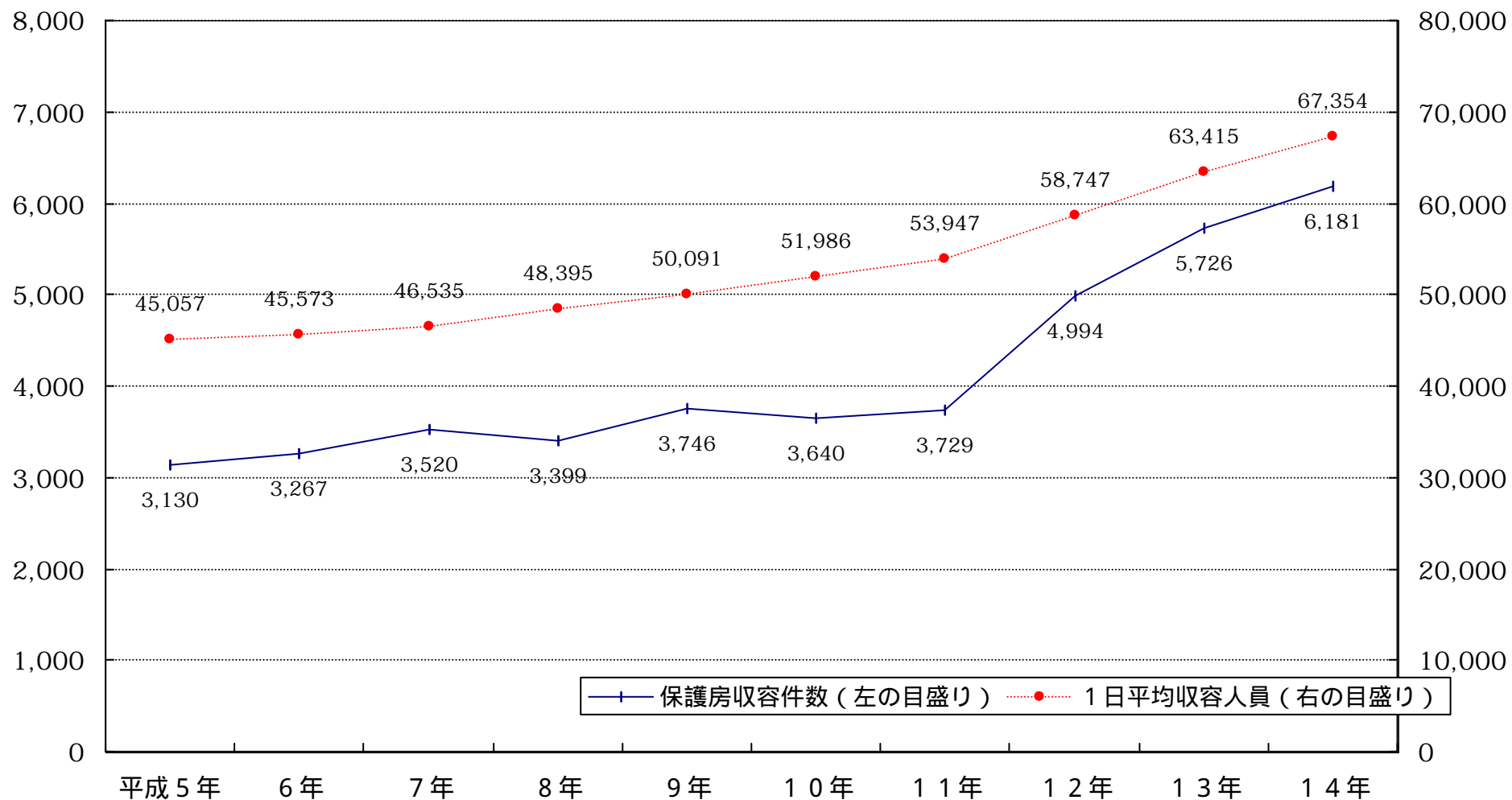
- (1) 所長の命令による。事前の命令がない場合には、収容後直ちに所長に報告する。
- (2) 精神又は身体に異常のある者は、医師に診察させ、健康に害がないと認められる場合でなければ、収容不可。あらかじめ診察できない場合には、収容後直ちに診察する。
- (3) 収容期間は3日目の午後5時まで。ただし、48時間ごとの更新が可能
- (4) 15分に1回以上の割合で当該被収容者の動静を記録する。
- (5) 保護房内で第二種手錠を使用した際は、その間をビデオ録画する（平成16年4月1日から保護房収容の全期間を録画する予定）。

平成11年11月の通達改正により、従前の収容期間7日（3日ごとの更新）から収容期間3日（2日ごとの更新）に短縮されている。

(府中刑務所保護房)

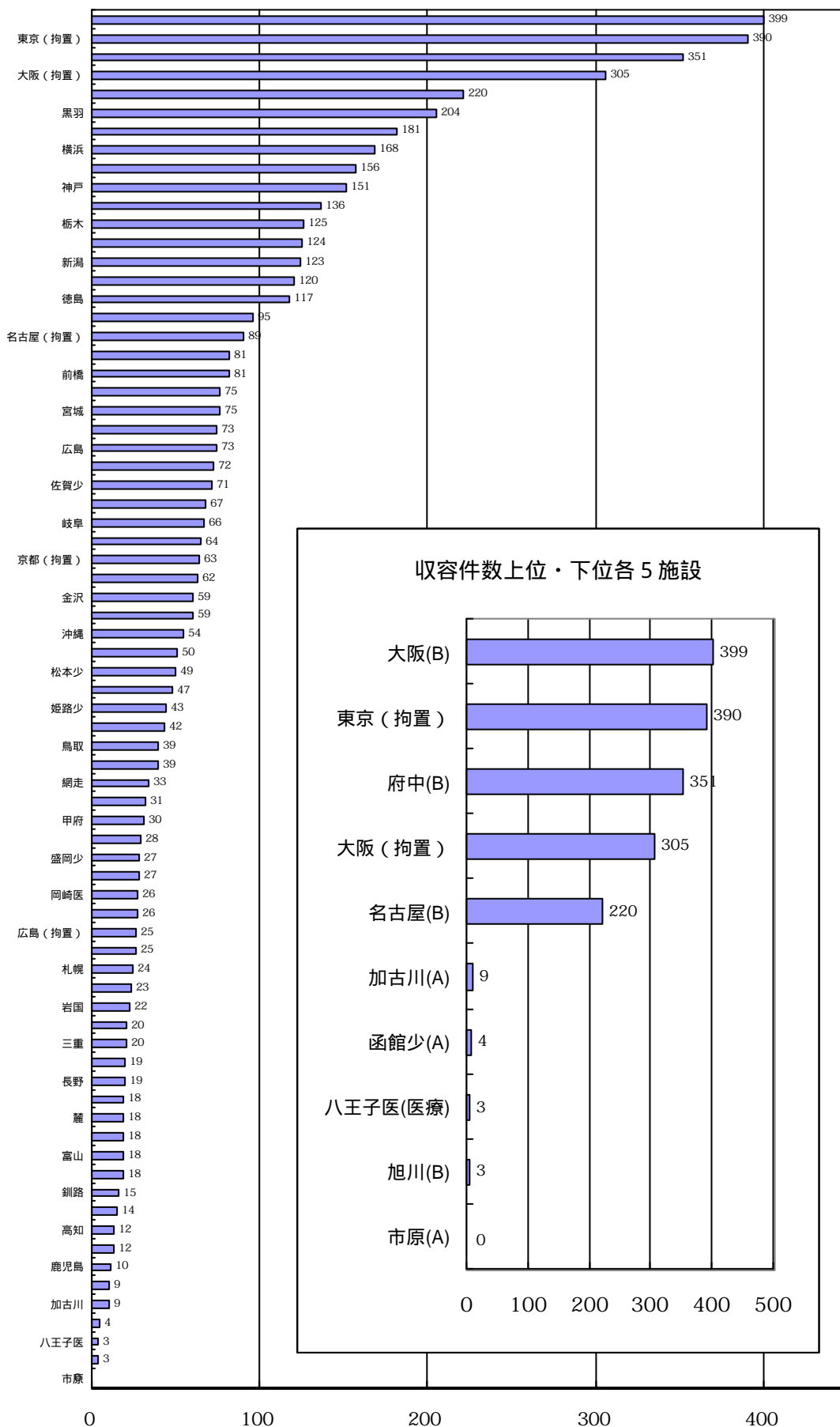


保護房収容件数の推移

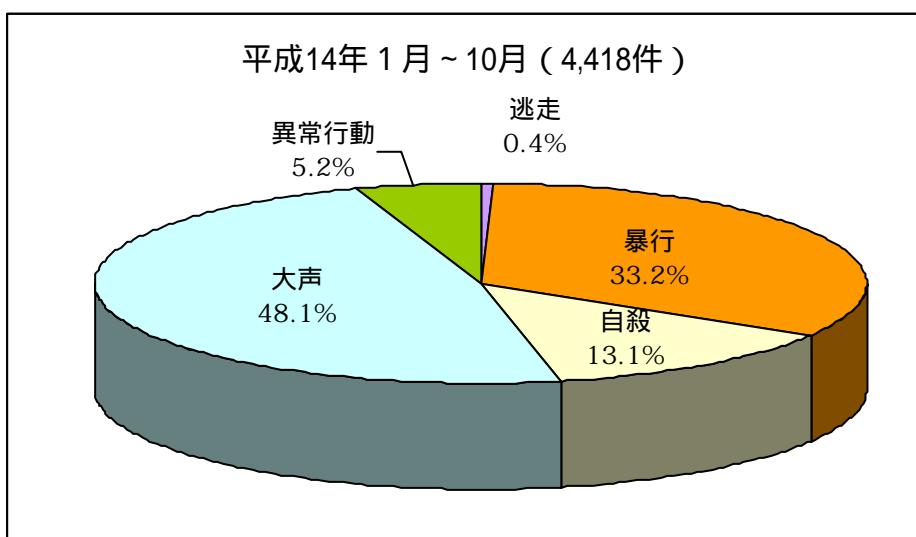
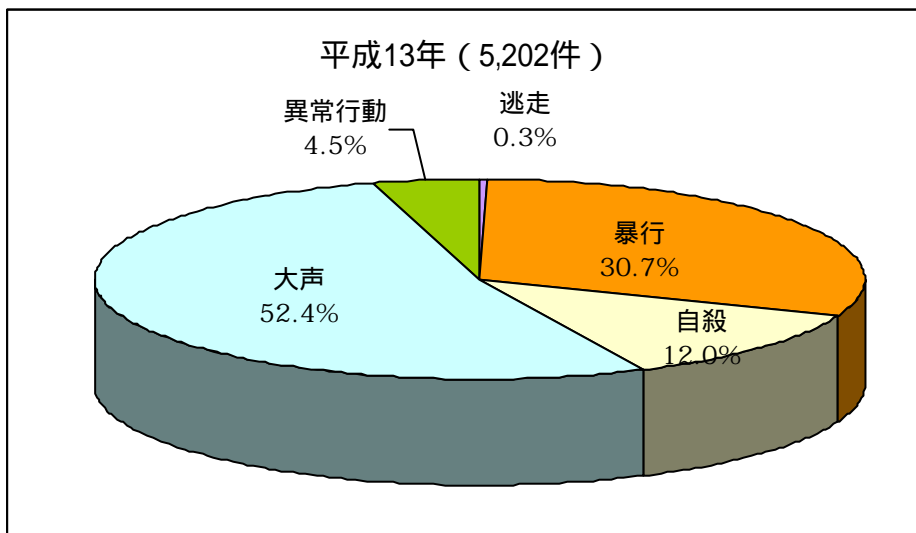
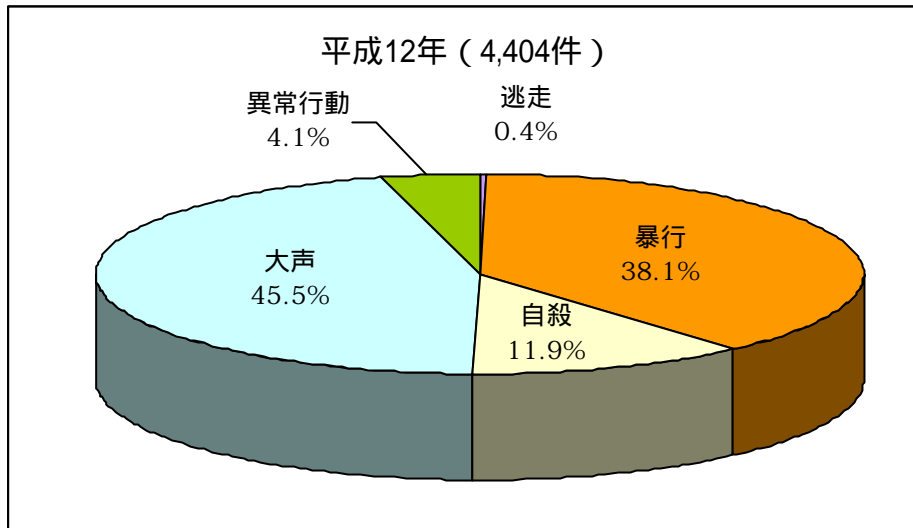


(注) 平成5年については2つの行刑施設が、平成6年については1つの行刑施設がそれぞれ関係記録を保管していないため、当該年の全国集計にはこれらの施設の件数が含まれていない。

施設別保護房收容件数（平成14年）



保護房収容要件別の割合・別添 - 5



注：行刑施設の本所における収容件数である。